

こうべ食育推進懇話会開催要綱

平成 23 年 3 月 31 日
保健福祉局長決定

(目的)

第 1 条 本市の食育推進に関する基本的事項について、中期的視点に立ち、専門的な見地及び市民の立場から幅広く意見を求めることを目的として「こうべ食育推進懇話会」(以下「懇話会」という)を開催する。

(委員)

第 2 条 懇話会に参加する委員は学識経験者をはじめ有識者、食育を推進する団体の代表者、市民の代表及びその他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

- 2 前項の規定により委嘱する委員の人数は 15 名以内とする。
- 3 委員の任期は 2 年とし、再任は妨げないものとする。

(会長の指名等)

第 3 条 市長は、委員の中から会長を指名する。

- 2 会長は、会の進行をつかさどる。
- 3 市長は、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、前項の職務を代行する者を指名する。

(懇話会の公開)

第 4 条 懇話会は、これを公開する。ただし、次のいずれかに該当する場合で、健康局長が公開しないと決めたときは、この限りでない。

- (1) 神戸市情報公開条例(平成 13 年 7 月条例第 29 号)第 10 条各号に該当すると認められる情報について意見交換を行う場合
 - (2) 懇話会を公開することにより公正かつ円滑な懇話会の進行が著しく損なわれると認められる場合
- 2 懇話会の傍聴については、こうべ食育推進懇話会傍聴要領(平成 23 年 3 月 31 日保健福祉局健康部地域保健課長決定)を適用する。

(施行細目の委任)

第 5 条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の開催に必要な事項は健康局担当部長が定める。

附則(平成 23 年 3 月 31 日決裁)

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日より施行する。

附則(令和 2 年 4 月 1 日決裁)

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。